

町政の安定に全力を傾注

このたび、我が町で起きた事件について
は、私としても誠に残念なりません。町
民の皆様にとつてもさぞかし大きな衝撃を
受けられたことと思います。

しかしながら、地方自治においては、議
決機関である議会と行政を行なう執行機関で
ある首長とにわかれております。行政には

町長 青木 太一郎
一刻たりとも停滞することは許されません。
幸い、昭和六十二年度の予算をはじめ重
要案件は三月定例会で議決されています。
議案は前年度の補正予算などの専決処分
の承認だけでした。現在、行政には支障を
きたしておりません。

私ははじめ助役、収入役、教育長、各課
長、職員一同、一致団結して、住民サービス
の低下をきりたさないよう、住民生活に影
響がないよう努力する所存です。
町議会につきましては、できるだけ早く
議会が成立することを願い、六月四日に招
集いたします。
今後も住みよいまちづくりのために全力
を尽くして頑張りますので、ご理解とご協
力を今まで同様にお願いいたします。

これまでと今後

(五月三十日現在)

臨時会の内容は

定足数に達せず流会

五月十一日と二十日の臨時会の
模様は次のとおりです。両日とも

午前九時三十分に始まりました。

議会事務局長「一般選舉後初の
議会でありますので、議長が選挙
されるまでの間、地方自治法第一
〇七条により年長議員が臨時に議
長の職務を行うことになります。
年長者ですのでご紹介申し上げま
す」

臨時議長(佐藤議員)「地方自
治法第一〇七条の規定により臨時
議長の職務を行ないます。本日の
出席は定数二十六名中ただ今十一
名であります。欠席は病気療養中
が一名、選挙違反で取り調べ中の

者が十四名、合計十五名で定足数
に達しておりません。従つて地方
自治法第一一三条の規定により会
議を開くことができませんので流
会となります」

十四人の議員は

以上約四分で終わりました。

議会事務局で預かり

現在議会活動は可能

逮捕された議員は地方選挙違反
取締本部と新潟西署などで取り調
べを受け、十一日に新潟地方検察
局に送検されました。十三日から
二十日までに全員が处分保留のま
ま釈放されました。二十二日、新
潟地検は全員を買収の罪で一括新
潟地方裁判所に起訴しました。

公職選挙法では、議員の資 格を失います。

補欠選挙は

欠員五人以上の場合

法的には成立するが

六月四日の臨時会は

大変残念だ

十四人の議員が出 席しなかつたが

町長「議員そ れぞれの考え方で欠席したと思うし、 わたしはどうこうと言うべきもの ではない」

六月定例会は

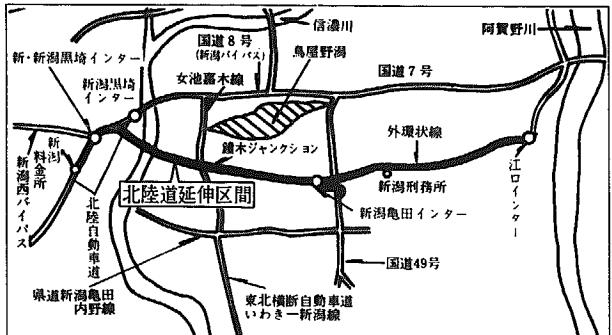
「補正予算が中心になる。具 体的には煮つめていない」

▼再び流会になつたが

町長「六月一日に告示し四日に招 集して定足数に達する目途は—

町長「六月一日に告示し四日に招 集の予定。関係機関と協議し、課 長会議を開いて決めた。法的には

出席した議員で成立はするが、定 足数に達して成立してほしい」



日本道路公団は五月十八日、新
潟外環状線の一部となる北陸自動
車道新潟市～黒崎町間の路線を発
表しました。

新潟外環状線は、本町鳥原の北
陸自動車道料金所付近から、阿賀
野川近くの新潟市江口までを結ぶ
自動車専用道路として、六十年十
二月に都市計画決定されています。

今回、日本道路公団から路線発
表があつたのは、現在工事中の新
潟西バイパスと連絡する本町立仮
の新・新潟黒崎インターチェンジ(仮
称)から、国道49号線に連絡する

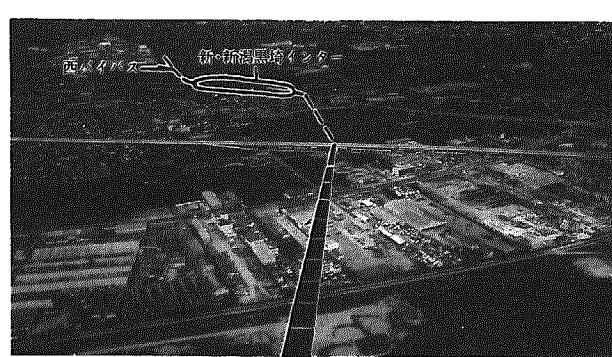
ため設置される新潟亀田インターチ
ェンジ(仮称)までの六・七キロメ
ートル、昨年一月の国土開発幹線自動
車道建設審議会で北陸自動車道の
延伸路線として高速道に格上げさ
れたものです。このうち約二・一
キロが本町内を通過します。

用地・工事とも四車線で、車道
幅員は二十二・五m、設計速度は
時速八十キロ。途中、新潟市鐘木
の新潟ジヤンクション(仮称)で
東北横断自動車道いわき新潟線に
連結します。

今回の路線発表に統じて、現地

調査の後、中心杭設置、設計協議、
幅杭設置と進みます。六十三年度
から用地買収に入つて、早ければ
六十四年度に工事に着手し、七十
年ごろ完成、供用開始になる計画
です。

なお、新・新潟黒崎インターチエ
ンジが現在の新潟黒崎インターチエ
ンジと新潟料金所の間に設置され
ることから、今回発表の路線が完
成すると、新・新潟黒崎インターチ
ェンジと現在の新潟黒崎インターチ
ェンジ間は高速道から国道に移管



投票日 7月12日(日)

農業委員会一般選挙

立候補予定者説明会 6月20日(土)

昭和62年7月19日をもって、黒崎町農業委員会委員の任期が満了するため、選挙管理委員会では、公職選挙法(農業委員会に関する法律第61条において準用する)に基づき、次の日程で農業委員会委員一般選挙を執行します。

- 告示日 7月7日(火)
- 立候補受付期間(1日間) 7月7日(火)午後5時まで
- 不在者投票期間 7月7日から7月11日
- 投票日 7月12日(日)

農業委員会は、農地等の利用関係の調整、自作農の創設維持その他農業全般にわたる諸問題を検討する農家を代表する機関です。

農業を考えてくれる代表を選ぶ大切な選挙です。
よく考えて投票しましょう。

◎投票できる人

農業委員会委員選挙人名簿に登録され、選挙当日に次の要件をそなえている人。

- ◇町内に住所を有する人
- ◇10アール以上の農地について、耕作の業務經營者及び同居の親族、またはその配偶者でその耕作に從事する日数が年間おおむね60日以上の人

◎投票所

| 投票区 | 投票所 | 対象区域 |
|-----|--------|-----------------------------|
| 第一 | 黒崎町公民館 | 金巻、大野、川原、鳥原本村、鳥原新地、小平方、鳥原新田 |
| 第二 | 立仏公民館 | 善久、柳作、立仏、寺地、上山田、下山田 |
| 第三 | 板井公民館 | 板井 |
| 第四 | 木場公民館 | 木場 |
| 第五 | 黒鳥公民館 | 黒鳥、緒立、北場 |

◎投票日、投票時間

7月12日(日) 午前7時～午後6時

◎不在者投票

投票日に所用やレジャーなどを予定し、決められた時間内に投票所に行って投票できない人は事前に選挙管理委員会で不在者投票ができます。

- ◇不在者投票の期間、場所

7月7日(火)から7月11日(土)午前8時30分から午後5時まで

役場2階不在者投票所で

※不在者投票には印鑑が必要ですので、ご持参ください。

◎立候補予定者説明会

日時 6月20日(土)午後1時30分から

場所 黒崎町公民館(役場隣)

※立候補予定者1人につき2人以内でおいでください。届出関係書類及び説明資料は、当日お渡しします。

※詳細については選挙管理委員会にお問い合わせください。